

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	29	担当課	建築住宅課
法令名	宅地建物取引業法施行規則	根拠条項	第4条の2第1項	許認可等の内容	宅地建物取引業者免許証の書換え交付
<p>(免許証の書換え交付の申請)</p> <p>第四条の二 宅地建物取引業者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、その免許証を添え、法第九条の規定による変更の届出と併せて、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、別記様式第三号の二による宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書により行うものとする。</p>					

